平成２７年（フ）第１号
沖縄県名護市字済井出713番地　済井出市営住宅Ａ棟301号
債務者　新城　幸司
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１９１６号
札幌市清田区清田１条４丁目３番65号　チェリーハウス野村101号
債務者　橋本　幸宏
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２６号
愛知県一宮市千秋町加茂字新出東11番地１　アイギハイツ101号
債務者　木村大成こと　李　　大成
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９１８号
愛知県瀬戸市白山町２丁目133番地
債務者　鈴木　正勝
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤もゆる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５６５号
福岡市東区松島６丁目４番17号
破産者　株式会社エムケン
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５７号
福岡県春日市惣利５丁目115番地
破産者　株式会社アスメック
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２号
沖縄県豊見城市豊崎１丁目870番地
破産者　株式会社ナチュラルプラス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５２２号
仙台市若林区連坊１丁目８番６号
破産者　有限会社アクアキャッスル
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
宮城県塩竈市千賀の台２丁目５番11号
破産者　有限会社やまもり
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
栃木県宇都宮市上籠谷町1378番地１、商業登記記録上の本店所在地栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目10番地６
破産者　株式会社ライフ・ライン
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７２号
栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1173番地
破産者　株式会社秀水
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８６号
栃木県宇都宮市海道町328番地11、前住所新潟県見附市細越２丁目１番39―２号
破産者　阿久津貴史
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４９号
栃木県日光市文挟町251番地36
破産者　有限会社松総業
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５０号
栃木県日光市山口639番地５、前住所栃木県日光市木和田島1526番地170
破産者　髙田　春美
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５２号
埼玉県草加市中央１丁目６番18号ステータスオガタ２階
破産者　有限会社スタイルカンパニー
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目４番19号２Ｆ
破産者　株式会社イーストメディカル
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
愛知県豊橋市佐藤１丁目１番地の３　あさくらビル２階
破産者　株式会社ＲＯＫＫＡＫＵ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２７５７号
大阪市西淀川区御幣島５丁目１番29号
破産者　ミヤ化学株式会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市津門川町２番９号
破産者　株式会社アイ・エム・ジー
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２７号
兵庫県姫路市西二階町29番地
破産者　ちゝぶや商事株式会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部